

中間市でも 生活保護「水際作戦」が 生活保護 110 番で判明

生健会を含む北九州社協や自由法曹団が2か月ごとに開催している「生活保護 110 番」に中間市の方から「家族が病気で“短期間”生活保護を受けたい」との相談がありました。

生活保護の申請に行ったところ、中間市から生活保護を受けるなら

- ①車を手放さなければならない。
- ②家賃が高いので引越しをしなければならない。
- ③生活保護でなく、社協からお金を借りたらいかがですか。と言われました。

結局、この方は“給付”される生活保護ではなく社協からの“借金”を選択しました。



車の保有も転居も、生活保護利用後に検討可能です。短期間の利用ならなおさらです。

なのに、保護課からこんな説明をされれば生活保護申請をためらわざるを得ません。典型的な「水際作戦」が中間市でも行われていました。



? 市の「あんしん通報システム」利用に高い壁

北九州市の「あんしん通報システム」は、火災や救急事案等に対する消防隊・救急隊の迅速な対応や、民間警備員の駆けつけ、医療・福祉スタッフの通年 24 時間体制の相談対応ができる事業で、市が「西部ガスリビング株式会社」に委託し、警備業務は「大日警」と「全日警」が行います。しかし“利用しにくい”との声があがっています。

小倉北区で一人暮らしをしている 77 歳の女性は、股関節を手術して持病もあるためシステムの利用を試みましたが、しかし、大きな壁に突き当たり利用を“断念”しました。

<壁は次のとおりです>

- ①利用料は、1705 円/月額（消費税込みで）。市民税非課税（生活保護利用を含む）の世帯は無料。
- ②協力員として、日ごろの声かけや緊急対応時に、おおむね 25 分以内に駆けつけることができる方 1 名を選任。
- ③電話機は、固定電話が設置されていること。携帯電話のみの世帯は制度を利用できません。

④対象者は、高齢者のみの世帯や重度障害者のみの世帯などで、急な発作の恐れがあるなど、健康上特に注意が必要な人、緊急事態を自力で回避することができないと認められる人で、身体障がい者の場合は 1・2 級の人を対象で、市は「持病や年齢、階段や坂道の状況などで総合的に判断する」と言います。

女性は、②の協力者がいない、④の審査で認められるか不明でしたが、特に③の携帯電話しか持っていないため、利用を断念せざるを得ませんでした。

もっと、利用しやすい制度にしてほしいものです。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



今日のヒロ
高坂昇さん 画

えっふん 「Line 乗っ取り詐欺」被害寸前で (投稿)

◆：相手。○：私。▼：友人。

■20 時頃、重度の障がいを持つ友人から line が届きました。

◆今忙しい？ 近くのコンビニで Apple カードを何枚か買ってきて欲しいんだけどいいかな？
○Apple カードは知りませんが、コンビニで買えるなら、買って持って行きます。何円分買えばいいですか？

◆お金は明日あげるよ。10 万円分のを 1 枚買ってきて欲しい、今買ってきてもらえるかな？
買ったならカードの 16 桁のコードの写真を撮って、LINE で送ってください。

○明日の 10 時頃でいいなら対応できます。
◆了解です。頼みます。

■翌日

○お早うございます。カードを持参する時の駐車場は何番に止められましたかね？

■友人に電話を入れ、駐車場を聞くと

▼“LINE を乗っ取られました。詐欺です”

■Line を放置していると

◆届けなくていいよ。買ってから、カード上の 16 桁のコードの写真を撮って、Line で送ってください。

◆買えたかな？

○返信しませんでした。



..... 送られてきたカードの写真

友人は私より 20 歳以上年下なので、“ため口”での line が最初から気にかかっていた。そのため翌日、電話で友人に確認すると「line 詐欺」であることが分かりました。

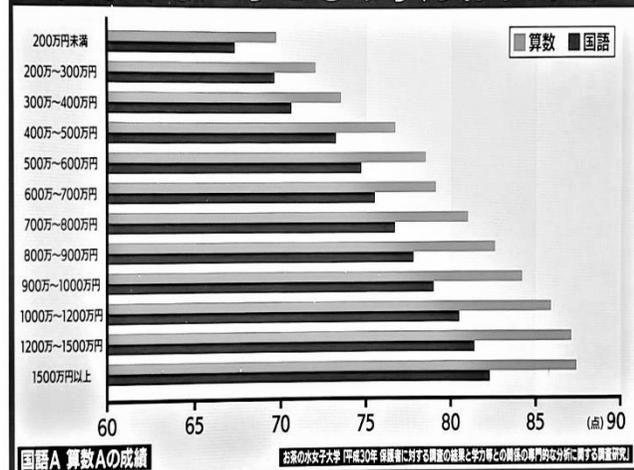
相手は、line で 16 桁のコードを登録すれば 10 万円を手に入れることができます。新手の詐欺です。

翌日、ジャーナリストの鳥越俊太郎氏が「line 乗っ取られ大あわて」と報じられました。

ネットを調べてみると、「line 乗っ取り」の記事が沢山出てきました。用心、用心。

どう思いますか？ 世帯収入と子どもの学力

世帯年収と子どもの学力(小学6年生)



羽鳥慎一のモーニングショーより

<今月の発言> NPO 法人抱樞の奥田知志理事長
「収入がなくなってからでなく、
もっと手前で活用できる制度に」



奥田知志氏

政府は生活保護を最後のセーフティーネットと言い続けていますが、これは政策的なミスリードになると思います。収入が全くなくなるような最後の段階で助けてあげるといふ（生活保護制度）のは、生活することは自己責任で最後まで自分で頑張りなさいというメッセージになりかねません。

生活保護法第 1 条には最低基準を保証することとともに自立の助長ということが書かれています。

生活の再建を支援するためにも、収入などが何もかもなくなってから（生活保護を）申請するものではなく、もっと手前の早い段階で活用しやすい制度にするべきです。（「しんぶん赤旗」より）

「生活保護費を下げるな」県知事に審査請求
服部さんが「口頭意見陳述」
「いとこの葬儀にも行けない」

◆審査請求人で、日頃から電動車いすで移動している服部拓己さんは

四国に住むところが二人続けて亡くなったが、葬儀に行くことができず、短い甲電で済ませた。生活扶助費の引き下げはぜひ撤回していただきたい。



体調と生活に合わせた居住環境を確保するため、やむを得ずバリアフリーの住宅に転居したが共益費が19000円にあがり生活が苦しい。もっと低家賃の公共住宅が入りやすければと思っている。

外食はほとんどしていない。服は年に数回、それも肌着やTシャツなどの必要な物を買うだけ。大型家電の故障と身内の慶弔が今一番不安である。

■代理人の高木健康弁護士は、次の点を詳細に述べました。

- ①生活保護費を削減したが、現状はもう限度を超えている。
- ②行政は、憲法に違反することは許されない。
- ③消費者の物価の上昇を考慮していない。
- ④理由付記に不備がある。

▼処分庁である小倉南区の保護課長
本件審査請求を、棄却するとの裁決を求める。

●補佐人の小倉生健会は

請求人は1人暮らしだから毎月の生活扶助費は73000円であり、健康で文化的な最低限の生活を割る金額だ。その保護費を下げるのは非常に不当だ。

保護費は少ないので、特別な費用が必要な場合は「一時扶助」という制度があるが、実施状況に問題が多い。例えば

- ①小倉南区の障がい者が、風呂おけが壊れた

とケースワーカー(CW)に相談したら、1.8km離れた銭湯に自転車で行くように言われたとの相談があった。CWがそのようなことを平気で言う。補佐人がおかしいと指摘したら風呂おけの修理が認められた。

②また、会社の寮から退去を命じられた高齢者が弟の住む広島への引っ越しを希望したらCWから今住んでいる小倉南区内しか引っ越しできないと言われた。補佐人がCWに話をしたら、広島への引っ越しができることになった。

事例を2件紹介したが、保護法を守り実施する立場の職員が、保護利用者に対して、「制度がない」、「自転車で行きなさい」、「小倉南区で探しなさい」と言ったら、ほとんどの市民は法律がそうなっていると思う。

間違った対応を保護受給者に押し付けている。職員の経験不足や教育が不十分というのは、死活問題なので改善してもらいたいが、この点についていかがか。

▼保護課長

ケースワーカーの対応が不十分だったところがあったのかもしれない、その点はお詫びする。今後、ケースワーカーの研修等も含め、知識を身につける点は部署として徹底していきたい。

●補佐人

市は、生活保護費は「国が決めたことだから何も言うことができない」と言う。一方で、国から「支援するよう」言われている前述のような「一時扶助」については「制度がない」と言って実行しない。そんな中で保護費を引き下げられたら生きていけない。

●補佐人

「『保護費の引き下げは市民が困る』と国に言っ」と市に求めても、本庁は「法定受託事務だから国に意見を言う立場ではない」と言う。住民に密着している地方自治体に委託しているわけだから、住民の声を聞いて国に声を反映することが市の業務ではないか。

法定受託事務は小倉南区の福祉事務所長に与えられた権限で、本庁保護課の権限ではない。南区の福祉事務所が答えるべきでは。

▼保護課長

確かに福祉事務所が法定受託事務を担っているが、北九州市の保護課が各区の意見を取りまとめた上で、国と協議をするという形になると思われる。

●補佐人

「取りまとめる」については理解するが、まず主体としての福祉事務所の考えがどうなのか、答えていただきたい。

▼保護課長

今後内部で検討したい。

生活保護費引き下げ裁判の判決で
判決文をコピーして貼り付け

2021年12月17日(金曜日)

国が生活保護費の基準額を引き下げたのは生存権を保障する憲法25条などに違反するとして、利用者が各地で起こしている集団訴訟の判決文で、福岡と京都、金沢各地裁の文章に酷似している箇所があることが16日、原告側弁護団への取材で分

かりました。文章には同じ含まれており、先行して出た判決文をパソコンでコピーし、貼り付けられたと指摘している。弁護団による

生存権裁判「コピー」か
3地裁判決文酷似誤字も同じ

本新聞 (第3種郵便物認可)

福岡、金沢、京都地裁「NHK受診料」

判決文コピー？同じ誤字

弁護団「判決の核の部分」

生活保護費の基準額を引き下げた国の処分を取り消しを求め、29都道府県で起こされた集団訴訟で、原告の請求を退けた金沢、京都、福岡地裁の判決文に同じ誤字があることが16日、分かった。原告側弁護団は、判決文をそのまま引き写す「コピー」をした疑いがあると指摘している。

最高裁は判決理由の書き方に関し「一般的な取り扱いは定められたものはない」と説明し、「個別の裁判の内容は回答できず、調査は考えていない」としている。問題の誤字は、引き下げの根拠としたデータに関する部分。5月の福岡地裁判決は「食費や光熱費を補助する」「生活扶助」で支出されない品目として、正しくは「NHK受信料」とするのを「NHK受診料」と記載。9月の京都地裁判決、11月の金沢地裁判決でも同様の判断が示され、いずれも「NHK受診料」と記載した。16日午後原告の請求を退けた神戸地裁の判決文には同様の誤字はなかった。原告側弁護団は大阪高裁で係争中の訴訟で、各地の判決文の類似表現を指摘する準備書面を11月に提出。金

「NHK受診料」と同じ誤字のある3地裁判決文

※原文より抜粋

福岡 5月12日
……テレビやパソコン等は、生活扶助により購入することがあり得る品目であって、生活扶助により支出することが想定されない非生活扶助相当品目(医療費、NHK受診料等)とは明らかに性質を異にするといふべきである。……

京都 9月14日
……テレビ、パソコン等は、生活保護受給世帯が生活扶助により購入することがあり得る品目であって、およそ生活扶助により支出することが想定されていない非生活扶助相当品目(医療費、NHK受診料等)とは明らかに性質を異にする。……

金沢 11月25日
……テレビやパソコンは生活扶助により購入することがあり得る品目であるから、生活扶助相当CPIにおいて除外された医療費、NHK受診料等の生活扶助により支出することが想定されない品目とは性質を異にするといえる。……

最高裁は判決理由の書き方に関し「一般的な取り扱いは定められたものはない」と説明し、「個別の裁判の内容は回答できず、調査は考えていない」としている。問題の誤字は、引き下げの根拠としたデータに関する部分。5月の福岡地裁判決は「食費や光熱費を補助する」「生活扶助」で支出されない品目として、正しくは「NHK受信料」とするのを「NHK受診料」と記載。9月の京都地裁判決、11月の金沢地裁判決でも同様の判断が示され、いずれも「NHK受診料」と記載した。16日午後原告の請求を退けた神戸地裁の判決文には同様の誤字はなかった。原告側弁護団は大阪高裁で係争中の訴訟で、各地の判決文の類似表現を指摘する準備書面を11月に提出。金

「国民の司法不信につながる」
元札幌高裁部総括判事の草野真人弁護士の話 類似する訴訟の判決文を書く場合、各地裁の判決内容や学術論文などを調べることになる。実務上、判断の前提となる事実が似たような表現になったり、取り上げる要素が重なってしまったりすることはあり得る。だがコピーは全く次元が異なり、仮に事実だとすれば、あってはならないことだ。今回のように生活に密着した訴訟で、裁判所の見解は極めて重要だ。個々の判断には独自性が求められる。細かな部分でも国民に疑念を抱かれれば司法の不信につながる。裁判官はそう肝に銘じ、職務に当たるべきだ。

大阪訴訟の弁護団の和田信也弁護士は「誤字は判決理由の核となる部分にあった。通常は書記官が誤字脱字を修正する」と指摘している。

原告側弁護団によると、29都道府県で起こされた同種訴訟で7件目の判決。これまで大阪地裁判決が引

字を確認するが、作業が行われたかどうかも疑問だと話した。

生活保護費訴訟 神戸も請求棄却
生活保護費の基準額引き下げは憲法が保障する生存権の侵害だとして、兵庫県内の40、80代の受給者24人が神戸市など居住自治体4市に引き下げ処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、神戸地裁小池明彦裁判長は16日、「引き下げた国の裁量権の逸脱や乱用があったとは認められない」として請求を退けた。原告側は控訴する方針。

生活保護費訴訟 神戸も請求棄却
生活保護費の基準額引き下げは憲法が保障する生存権の侵害だとして、兵庫県内の40、80代の受給者24人が神戸市など居住自治体4市に引き下げ処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、神戸地裁小池明彦裁判長は16日、「引き下げた国の裁量権の逸脱や乱用があったとは認められない」として請求を退けた。原告側は控訴する方針。

回答できない」、金沢地裁は「個別事件における判決内容に関することであるため回答できない」としている。最高裁は「最高裁として調査することには考えていない」とコメントしました。

↑ しんぶん赤旗より
← 西日本新聞より

謹賀新年
今年こそ、いい年にしましょう。